



木造が7棟も倒壊したのでしょうか。現在詳細な原因分析を行っていますが、現時点では、7棟のうち3棟では、現行の基準で求められている接合仕様が守られていなかつたことが分かつてあります。つまり、2000年基準以降建築基準で求められている接合仕様を十分に満たしていなかつたために、大破・倒壊したわけです。これを多いと見られるところです。

基準通りの接合仕様であつたと推定された4棟のうち2棟は、地盤が大きく崩壊したこと、倒壊した可能性が高いと見られています。地震の振動による被害で倒壊したと考えられるのは残りの2棟です。うち1棟は、基準の

木造が7棟も倒壊したのでしょうか。

今回の熊本地震で、とくに建物被害が大きかったのが益城町ですが、国土交通省の調査委員会は6月30日、同町の木造の被害状況をまとめた報告書を公表しています。

それによると新耐震基準導入以降の木造1042棟のうち16・1%あたる168棟が大破・倒壊の被害を受けています。原因分析を行った結果、大破・倒壊した建物の多くは、現行の建築基準で求められている接合仕様を十分に満たしていなかつたために、大破・

熊本地震では、新耐震基準導入以降の木造住宅にも深刻な建物被害が広がった。現地調査を行った京都大学の五十田博教授に、建物被害が拡大した背景、また、建物被害を最小限に防ぐための対策について聞いた。

――今回の熊本地震で、新耐震基準導入以降の木造建築物にも深刻な建物被害が発生したことが注目されています。

――今回の熊本地震で、とくに建物被害が大きかったのが益城町ですが、国土交通省の調査委員会は6月30日、同町の木造の被害状況をまとめた報告書を公表しています。



インタビュー

五十田 博氏

京都大学 生存圏研究所 生活圈構造機能分野 教授

基準法の耐震基準は人命保護の最低ラインより高いレベルでの耐震性能の確保が重要

明記はなく、設計者の判断に任されていました。

こうした中で阪神・淡路大震災が発生し、新耐震基準の木造の約1割が大破・倒壊する建物被害が生じました。

倒壊につながった可能性が高いと見られています。接合部仕様が不十分であるために、地震動により接合部が先行破壊し、耐力壁が有効に機能しなかつたことが被害を大きくした主な要因のひとつと推測されます。

建築基準法の耐震基準は、1981年に大きく改正され、これ以降の基準を新耐震基準と呼びます。さらに木造については2000年に大きな基準の具体化が行われ現行の基準が整いました。

具體化といいましたが、2000年以前の基準では、「耐力壁をつり合いよく配置すること」「接合部を緊結すること」などを求めていましたが、具體的にこうしなければならないという

建築基準法の耐震基準ぎりぎりでは巨大地震で全壊する可能性も

――益城町では、2000年基準以降の建物にも被害は広がっているようですね。

益城町全体では、2000年基準以降の建物にも被災は広がっているようですね。

2000年基準以降の木造も7棟が倒壊

――なぜ益城町では2000年以降の

ぎりぎりのラインを満たしている建物があつたと推測されています。木造住宅では、簡易な壁量計算で構造的な強度を算出します。そのため、基準ぎりぎりのラインで構造強度を確保しても、構造計算を行うと、場合によっては必要な強度が確保されていないこともあります。この建物は、それに該当するのではないかと考えています。

残りの1棟は、まだ倒壊した原因がはつきりとわかつていません。構造計算を行い、高い耐震性能が付与されていたにも関わらず倒壊しました。何か別の原因があるのか分析を進めていま

す。

た。今や建物が倒壊しないラインに限りなく近づいていると言えるでしょう。

ただし、先程も申したように、耐震基準ぎりぎりのレベルを守っているだけでは、今回の熊本のような大地震が起る度に、一定の割合で大破・倒壊する建物は生じる可能性があります。

そもそも建物がどのように揺れるのかを理論で説明することは非常に難しいことです。先日、私は同じ形状の5つの建物の模型を用いて、同じ荷重をかけて、振動台の上で揺らす実験を行いました。模型の製作は同一の業者に依頼しました。同じ条件のもとで振動実験を行つたにも関わらず、2つとして同じ揺れ方をしたものではなく、5つの建物の模型はそれぞれバラバラに揺れました。変形の程度も最大で100%以上の差異が生じました。このように再現性がないものを理論で説明することは極めて難しいのです。

さらに、建物が揺れる際には、ちょっとした設計の不備や地盤の状況、建物に加わる地震力などが、結果として大きな差異を生みます。建物の抵抗性能がちよつと変わつただけで応答が大きく出て倒壊にまで至つてしまふことがあります。

このように理論で説明しにくいことは技術でカバーするしかありません。

すでに建築基準法レベル以上の耐震性は、技術でカバーするしかありません。

降の木造が242棟あり、うち4・1%

に当たる10棟が大破、2・9%に当たる7棟が倒壊しています。大破だけであれば、基準法の想定内ですが、倒壊が発生したことは大きな問題です。

重く受け止めなければいけません。

住宅の被害の程度は、一部損壊、半壊、大規模半壊、全壊（大破）、倒壊のレベルで示されます。建築基準法で示しているのは、倒壊しない建物の強度を計算で担保することです。

つまり、基準法を守れば大きな建物接合部に応じた金物での緊結方法などが具体的に示されました。

今回、益城町で大破・倒壊の被害を受けた木造の多くは、2000年基準が具体的に示されました。

建築基準法の耐震基準は、1981年に大きく改正され、これ以降の基準を新耐震基準と呼びます。さらに木造については2000年に大きな基準の具体化が行われ現行の基準が整いました。

具體化といいましたが、2000年以前の基準では、「耐力壁をつり合いよく配置すること」「接合部を緊結すること」などを求めていましたが、具体的にこうしなければならないという

明記はなく、設計者の判断に任されていました。

こうした中で阪神・淡路大震災が発生し、新耐震基準の木造の約1割が大破・倒壊する建物被害が生じました。

倒壊につながった可能性が高いと見られています。接合部仕様が不十分であるために、地震動により接合部が先行破壊し、耐力壁が有効に機能しなかつたことが被害を大きくした主な要因のひとつと推測されます。

これまで大丈夫だつたからこれからも大丈夫と考えている方もいます。地震がこういう考えは当たり前のことと言えるかもしません。しかし、「地震は忘れた頃にやつてくる」と言われるよう、地震への意識が低い地域を狙い撃ちするように大地震は発生しています。今回の熊本でも被災された方は「こんな揺れは生まれて初めて経験した」と話していました。

——建築基準法さえ守っていれば、安心・安全であるという考え方を改めていく必要がありそうです。

分ではありません。熊本地震では、基準は守っているが、設計の配慮不足や施工のミスなどにより、大きな建物被害を招いたケースも少なくありませんでした。

例えば、2000年基準では、耐力壁をバランスよく配置するための検証方法として「四分割法」というもの報導されました。この四分割法では建物の外周にバランスよく耐力壁を配置することを求めていました。そのため、法律だけをクリアすれば良いと考える事業者は、外周部のみに耐力壁を配置しようとします。その結果、内壁に極端に耐力壁の少ないバランスの悪い建



設計の配慮不足により大きな建物被害を招いたケースも見られた
写真提供：五十田博教授

心・安全であるという考え方を改めて
いく必要がありそうです。

ありません。熊本地震では、基準によると、耐力壁は、2000年基準では、耐力壁をバランスよく配置するための検証として「四分割法」というものがされました。この四分割法では建物にバランスよく耐力壁を配置を求めています。そのため、それをクリアすれば良いと考えるが、外周部のみに耐力壁を配置します。その結果、内壁に極度の少ないバランスの悪い建ます。そのため1階の耐力壁も揃わず、階下に地震力がうまく伝わらない。倒壊のリスクも高まります。

ただし、必ずしも1階と2階の耐力壁を揃えなければいけないと言っているわけではありません。大きな床材や高耐力な金物などを用いてスムーズに地震力が階下の耐力壁に流れるよう設計上の配慮を行うことで、弱点を補うことも可能です。

また、熊本地震では、筋かいが多く用いられている地域であつたことも関係し

て、筋かいの不具合が影響して建物被害につながったと見られるケースも目立ちました。

筋かいは圧縮力には強く、引き抜く力に対し弱いという特徴を備えています。そのため、圧縮力と引き抜く力に対してもバランスよく力を発揮するように、施工する筋かいの向きにも配慮する必要がありますが、施工しやすい方向にだけ入れているケースが見られました。建築基準法上は問題ありませんが、決して賢いやり方とは言えません。また、筋かいは、しつかり金物で拘束されていないと、力が加わつたとき外にはらんてしまいやすく、耐力壁としての機能を発揮しません。指定された金物を適切に施工することも重要です。

さらに、耐震性能の向上を図る技術として、制振装置への注目度が増しています。確かに、熊本地震では、私が確認した範囲では、制振装置を設置した建物に大きな被害は見られませんでした。しかし、それは耐力壁として認められてない制振装置が多かったためとも考えています。必要な耐力壁を確保した上で制振装置を付加している。余裕を持った設計を行えば、建物全体の耐震性能が向上することは当然です。つまり、非構造部材としての貢献度が大きかったかもしれないのです。今後、壁倍率の大臣認定を取得した制

振装置が増えてくると、制震で耐震性能を確保した住宅が登場する心配もあります。こうした建物については、制振装置を設置したからといって必ずしも巨大地震が発生した際に大きな建物被害を回避できるとは言い切れません。

新耐震基準以降の建築物も
耐震性能のチェックを

て、筋かいの不具合が影響して建物被害につながったと見られるケースも目立ちました。

筋かいは圧縮力には強く、引き抜く力に対し弱いという特徴を備えています。そのため、圧縮力と引き抜く力に対してもバランスよく力を発揮するように、施工する筋かいの向きにも配慮する必要がありますが、施工しやすい方向にだけ入れているケースが見られました。建築基準法上は問題ありませんが、決して賢いやり方とは言えません。また、筋かいは、しつかり金物で拘束されていないと、力が加わつたときには外にはらんてしまいやすく、耐力壁としての機能を發揮しません。指定された金物を適切に施工することも重要です。

さらに、耐震性能の向上を図る技術として、制振装置への注目度が増しています。確かに、熊本地震では、私が確認した範囲では、制振装置を設置した建物に大きな被害は見られませんでした。しかし、それは耐力壁として認められてない制振装置が多かったためとも考えています。必要な耐力壁を確保した上で制振装置を付加している。余裕を持った設計を行えば、建物全体の耐震性能が向上することは当然です。つまり、非構造部材としての貢献度が大きかったかもしれないのです。今後、壁倍率の大臣認定を取得した制

振装置が増えてくると、制震で耐震性能を確保した住宅が登場する心配もあります。こうした建物については、制振装置を設置したからといって必ずしも巨大地震が発生した際に大きな建物被害を回避できるとは言い切れません。